

消 防 危 第 181 号
令和 7 年 7 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

（問い合わせ先）
消防庁危険物保安室
担当：羽田野、三宅、小澤、宇野、中山
根本、滝澤、小川
TEL：03-5253-7524

問1 蓄電池設備により危険物を貯蔵する屋外貯蔵所の設置において、当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準が次の(1)及び(2)の要件を満たす場合、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第23条の規定を適用し、政令第16条第1項第1号及び第4号の規定については、適用しないこととして差し支えないか。

- (1) 蓄電池設備は、キュービクル式とするとともに、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）第68条の2の3に定める基準に適合すること。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に設けるさく等の周囲には、幅3m以上の空地を保有すること。

答1 差し支えない。

問2 製造所等において、次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、係員が携帯電話を保有している場合については、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第37条第2号の設備を設置しているものとして扱って差し支えないか。

- (1) 製造所等の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内である。
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項に規定する完成検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できる。

答2 差し支えない。

問3 規則第28条の36第1項第2号に定める消防機関に通報する設備について、当該設備を設けなければならないとされる場所が問2（1）又は（2）の要件を満たす場合、携帯電話を当該設備として扱って差し支えないか。

答3 差し支えない。

問4 規則第13条の2に規定する防火戸については、防火シャッターは含まれるものと解してよいか。

答4 お見込みのとおり。